

# 東京都町田市立金井中学校

# PTA会則

昭和59年（1984年）5月30日実施

令和4年10月12日 改正版

この会則は大切に保存してください

# 東京都町田市立金井中学校 P T A 会則

昭和59年（1984年）5月30日実施

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称及び所在地)

本会は、東京都町田市立金井中学校 P T A と称し、事務所を東京都町田市金井6-15-1  
におく。

### 第2条 (会 員)

本会の会員は、生徒の父母またはこれに代わる者、及び教職員をもってする。  
会員はすべて平等の権利と義務を有する。

### 第3条 (目 的)

保護者と教師が成人教育活動を進めることによってさらによい社会教育環境をつくりあげ  
るために、相互に協力し、家庭・学校・社会において生徒が人間として立派な成長をはかる  
ことを目的とする。

### 第4条 (方 針)

本会は教育を本旨とする民主的団体として、つぎの方針で活動する。

- (1) 本会は自主独立するものであって、いかなる他の個人・団体からも干渉されない。
- (2) 生徒及び会員のため、本会の目的に沿うような他団体及び機関と協力する。
- (3) 本会と学校との関係は、相互にその自主性を尊重し学校の運営、人事については干渉し  
ない。
- (4) 本会は特定の政党・組合・宗教団体・営利団体を支持したり反対するような活動はしな  
いが、社会における教育の諸問題には常に關心をもち、生徒の幸福という立場で処理す  
る。
- (5) 本会の役員は P T A の名において選挙活動をしない。

### 第5条 (活 動)

- (1) 会員相互の教養を高めるための研修・広報活動をし、あわせて親和をはかる。
- (2) 会員の緊密なる協力により生徒の善導をはかる。
- (3) 生徒のよりよい教育環境の整備をはかるとともに、関係機関の教育行政の充実を期する  
ために努力する。
- (4) 地域との連携をより深めるための活動を推進する。
- (5) 本会活動に関わる事由で収集した個人情報、外部またはそれに準ずるものへの漏洩・  
提供・使用を禁止する。

## 第二章 組織と役員・会計監査

### 第6条 本会の組織はつぎの通りとする。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| (1) 総 会   | (2) 役員会   | (3) 運営委員会 |
| (4) 学年委員会 | (5) 専門委員会 | (6) 合同委員会 |

- 第7条 本会の役員と会計監査はつぎの通りとする。
- (1) 会長 1名（保護者）
  - (2) 副会長 3～4名（保護者2～3名・教職員1名）
  - (3) 書記 3～4名（保護者2～3名・教職員1名）
  - (4) 会計 3～4名（保護者2～3名・教職員1名）
  - (5) 会計監査 3名（保護者2名・教職員1名）
- 第8条 役員・会計監査の選出はつぎの方法でおこなう。
- 役員・会計監査は立候補を原則とし、PTA役員選出委員会を設置し、公正な選出をおこなう。立候補者がいない場合もしくは選挙・信任投票の結果、欠員が生じた場合は、PTA役員選出委員会で推薦し、総会で決定する。
- PTA役員選出委員会は、細則によって別に定める。
- 第9条 役員・会計監査の任期は一年とし、再選を妨げない。しかし、他の役員・委員との兼任はできない。なお、役員経験者は立候補の意思が無い場合、役員候補となることを辞退することができる。
- 第10条 役員・会計監査の任務はつぎの通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し、すべての会務を総括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理をつとめる。
  - (3) 書記は総会・役員会・運営委員会・合同委員会の議事を記録し、その他、会の庶務を処理する。
  - (4) 会計は本会の一切の会計業務を処理する。
  - (5) 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。役員会に出席はできるが議決権はない。
- 第11条 学校長はすべての会に出席することができる。

### 第三章 会 計

- 第12条 本会の経費は会費その他の収入によっておこなう。
- 第13条 本会の予算及び決算は、運営委員会の審議を経て総会で承認される。
- 第14条 本会の会費は一家庭一会員とし、年額及び期の途中の入退会については、細則によって別に定める。
- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第四章 総 会

- 第16条 総会はつぎの通り開催し、会長が召集する。
- (1) 定期総会 毎年1回、年度当初に開催する。
  - (2) 臨時総会 つぎの場合、適宜開催する。  
会長が必要と認めたとき、もしくは役員会が必要と認めたとき、または学級委員の3分の1以上が要求したとき。

- (3) 紙上臨時総会 次年度役員・会計監査候補がPTA役員選出委員会より決定したのち、その承認を得るために開催する。

第17条 総会は本会の最高議決機関であり、会員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし委任状を認める。

第18条 総会の議事は出席会員の過半数によって決定する。

第19条 定期総会にはつぎの事項を提案し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 会計報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 事業計画
- (5) 予算案
- (6) 会則の改廃（この項に限り3分の2以上の賛成を必要とする）
- (7) その他

## 第五章 運営・合同委員会、各委員会

第20条 本会では各学級より学級委員4名を選出する。

第21条 運営委員会は役員及び各正副委員長、各委員会担当教職員で構成し（3分の2以上の出席を必要とする）、任務はつぎの通りとする。また、役員会が必要と認めた会員に対して、出席を要請することができる。

- (1) 予算決算の審議
- (2) 事業計画及び実施
- (3) 細則の作成及び実施（合同委員会の認証を必要とする）
- (4) その他必要事項

第22条 合同委員会は役員及び学級委員、各委員会担当教職員で構成する（3分の2以上の出席を必要とする）。また、役員会が必要と認めた会員に対して、出席を要請することができる。必要に応じて開催し、事業計画及び実施状況について検討する。

第23条 本会にはつぎの委員会をおき、各学級委員はそれぞれの委員会に属する。互選により正副委員長をおく。

- (1) 学年委員会（学年・学級の諸活動の推進）
- (2) 研修委員会（研修及び文化的事業等）
- (3) 広報委員会（会報の発行その他の広報活動）
- (4) 地域活動委員会（校外生活指導・安全対策・地域との交流事業等）

## 第六章 付 則

第24条 本会はその運営上必要ある場合は、細則を設けることができる。ただし、その作成改廃は運営委員会の決議によるものとし、合同委員会の認証を得るものとする。

第25条 本会の会則は昭和59年5月30日より実施する。

平成 9年	5月17日	一部改正
平成10年	5月16日	一部改正
平成10年	9月 5日	一部改正
平成12年	5月15日	一部改正
平成15年	5月12日	一部改正
平成17年	5月 2日	一部改正
平成22年	4月26日	一部改正
平成23年	5月 2日	一部改正
平成24年	5月 2日	一部改正
平成25年	5月 2日	一部改正
平成28年	5月 2日	一部改正
平成29年	5月 2日	一部改正
平成30年	5月 1日	一部改正
令和 元年	5月 8日	一部改正
令和 4年	5月11日	一部改正

# 東京都町田市立金井中学校 P T A 細則

## 1. P T A 役員選出委員会

P T A 役員選出委員会は 1 学年、2 学年の各学級より 1 名選出された委員と学校側 1 名の委員によって構成し、役員及び会計監査の選出にあたる。

次年度候補者が決定後、P T A 役員選出委員会は役員会に紙上臨時総会の開催を依頼する。ただし、P T A 役員選出委員は役員及び会計監査の候補になれない。

## 2. 卒業対策委員会

3 学年は、各学級より委員を選出し、主に卒業に関する一切の事業にあたる。

## 3. P T A 前期・後期花壇委員会

保護者から、適宜委員を選出し、明るく和やかな学校環境を目的とした P T A 花壇の管理・運営をおこなう。

## 4. ベルマーク委員会

保護者から、適宜委員を選出し、主にベルマークに関する一切の事業にあたる。

## 6. 金井中地区委員会

保護者よりつぎの担当委員を適宜選出し、該当委員会の活動をおこなうとともに当 P T A 活動の連携も担う。

(1) 町田市青少年健全育成鶴川第一地区委員会

(2) 金井育成会役員

## 7. 慶弔金

(1) 弔慰金 会員及び生徒の死亡の際に 5,000 円

(2) 教職員の結婚及び退職の際に支出する。金額については役員会で決定する。

(3) 前細則に関するものの外、役員会が必要と認めたものに関して、5,000 円を限度として、事前または事後に運営委員会の了承を得て、慶弔等をおこなうことができる。

(4) その他必要に応じて役員会が決定する。

## 8. 交通費等の支給

活動に要する交通費等は、次のように支給する。

(1) 公共交通機関を利用したとき 実費

(2) 自家用自動車を利用したとき 5 k m まで片道 200 円

以後 5 k m 単位で 200 円ずつ加算

(3) 駐車料金等その他については、役員会が必要と認めたものに関して支給する。

## 9. 会費

(1) 本会の会費は、年額 2,400 円とする。

(2) 期の途中の入会退会においては以下のように取り扱う。

< 徴収額 >	転入月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月以降
	金額	2,000円			1000円					徴収なし

< 返金額 >	転出月	通年									
	金額	返金なし※									

※ただし、転出前に会員より申し出があった場合は、会費を月割で返金する。

平成16年 3月 8日 一部改正  
 平成18年 5月 1日 一部改正  
 平成22年 4月26日 一部改正  
 平成23年 5月 2日 一部改正  
 平成25年 2月22日 一部改正  
 平成25年 5月 2日 一部改正  
 平成26年 4月 1日 一部改正  
 平成28年 2月19日 一部改正  
 平成28年 5月 2日 一部改正  
 平成29年 5月 2日 一部改正  
 令和 元年 5月 8日 一部改正  
 令和 4年 5月11日 一部改正  
 令和 4年10月12日 一部改正